

# はい作業主任者を選任していますか

福井労働局

はい作業主任者は、まだ荷物を人力で積んでいた時代に出来た制度で、フォークリフトやパレットが普及した現在では、認識が薄いですが、荷崩れ（崩壊・倒壊）による災害を防ぐために必要な資格です。

福井県内においても、荷の積み方が悪く、荷崩れを起こし被災する労働災害が後を絶ちません。これら、荷の崩壊・倒壊による労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、ここ数年増加傾向にあります。

労働災害事例を確認すると、はい付け、はいくずし作業において、作業主任者が選任されていない事例も多々見られます。

## 1 はいの定義

- 「はい」とは、袋物、箱物、木材等を倉庫や土場に積み重ねられた荷の集団をいいます（小麦、大豆、鉱石等のバラ物の荷を除く）

※自然に安定状態になる物は除かれる・・・砂の安息角

- 木材・鋼材は、はい積みになる。

## 2 はい作業の範囲

「荷役機械の運転者のみによって行われる場合を除いて」  
つまり、人が立ち入らない作業のみが除外されている。

- はい上で結束を外す作業は、はい作業になります。
- はい上のものをばらしている作業も「はい崩し」になります。
- はい上の作業にははい付け、はいくずし」のほか、検数、点検等の作業も含まれます。

## 3 はいの高さは、作業床から荷物の最上部までの高さを言います。

## 4 法規制の理由

どのような荷物でも、無造作に積み上げれば、崩れる危険がありますし、きれいに積み上げた（はい付けした）荷でも、中抜きや下抜きを行えば、崩壊する危険があり、危険な作業として法規制されています。（則 431 条、）

## 5 はい作業主任者の選任（則 428 条）

高さが 2m 以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のバラ物の荷を除く）の集団）のはい付け又ははいくずしの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるもの）を除く）は、はい作業主任者技能講習を修了した者の中から選任しなければなりません。

## 6 職務（則 429 条）

はい作業主任者の主な職務は、次の通りです。

- ① 作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること。
- ② 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- ③ はい作業を行なう箇所を通行する労働者を安全に通行させるため、その者に必要な事項を指示すること。
- ④ はいくずし作業の開始前に、はいの状態を点検し、はいの崩壊の危険がないことを確認した後にはい作業の着手を指示すること。
- ⑤ 作業箇所の高さが床面から 1.5m をこえるときは、労働者が安全に昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

#### 安全な「はい作業」のチェックポイント

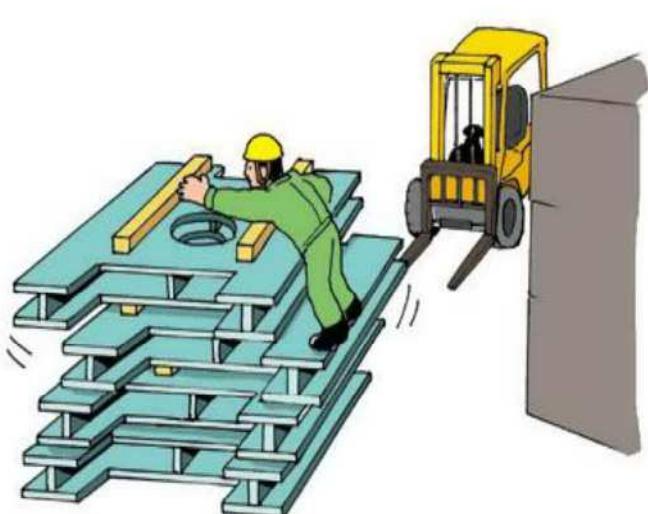
## 1 就業制限



- (2) 荷役運搬機械等によるはい作業に従事する者に対し安全教育を実施しているか。・・□

## 2 はい作業の管理

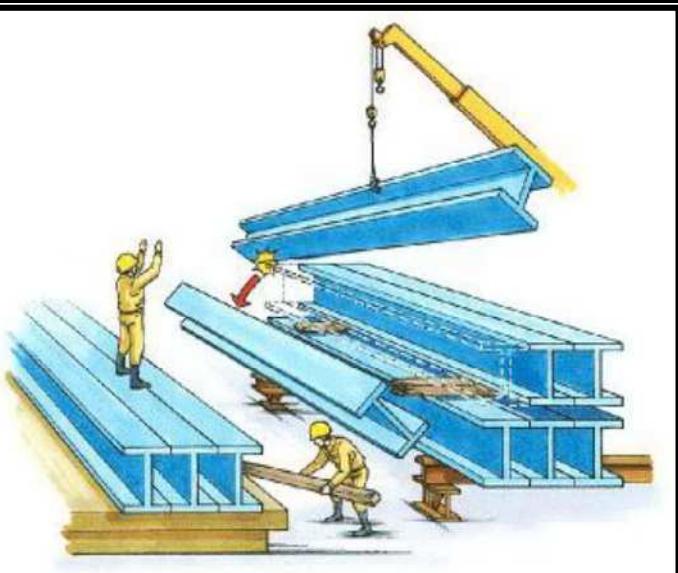
# はい作業の災害事例



乗っていたはいが崩壊



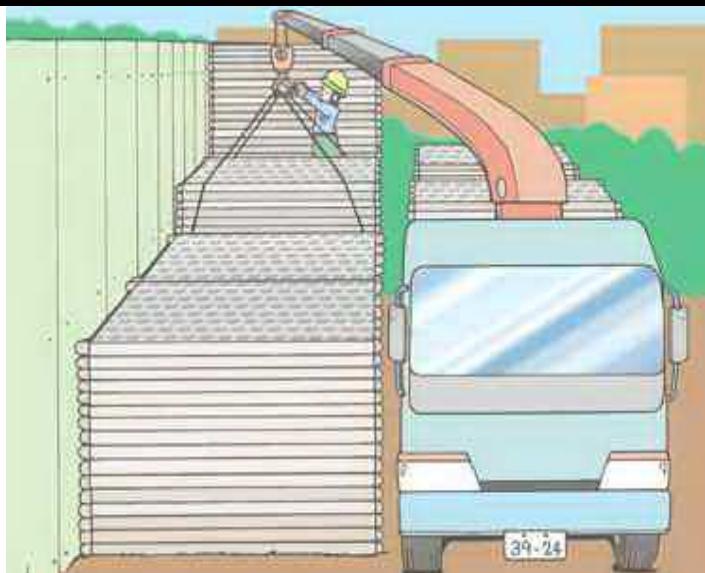
鉄筋束崩壊



H鋼が接触し、H鋼が崩壊



フレコンが崩壊



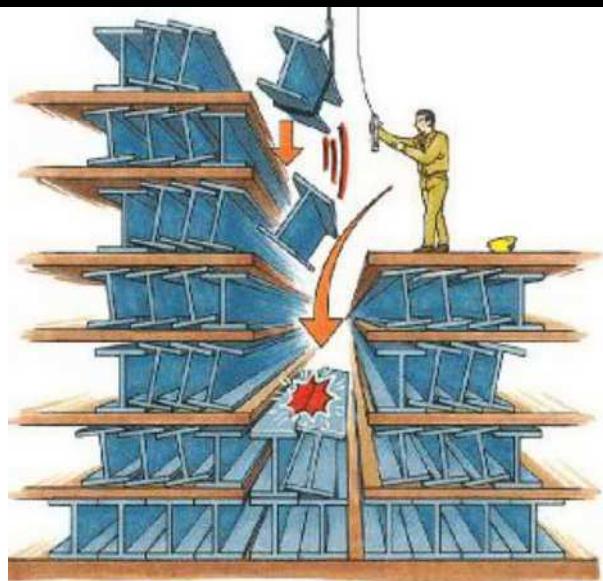
隣のはいが崩壊



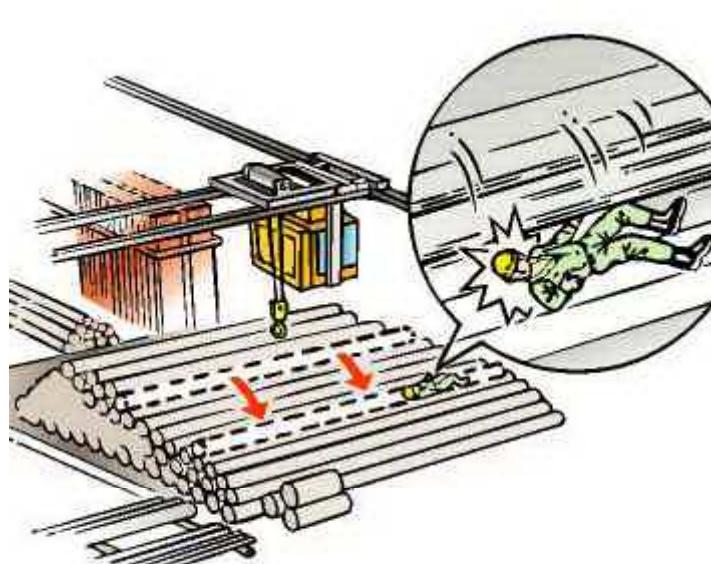
フレコンが崩壊



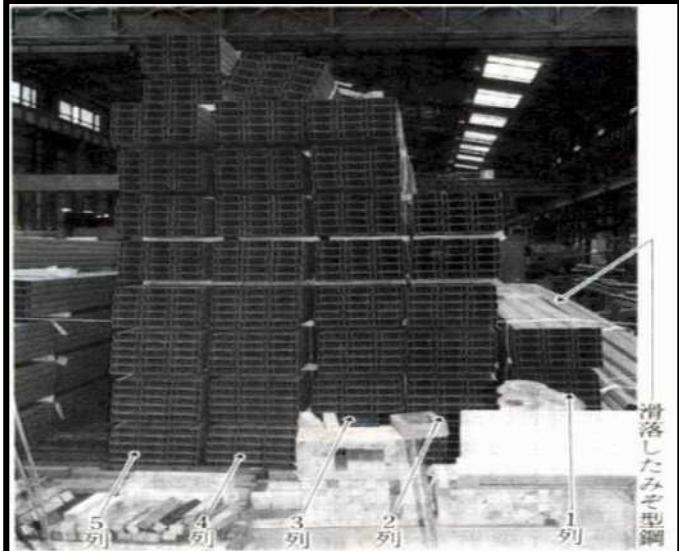
検品中崩壊



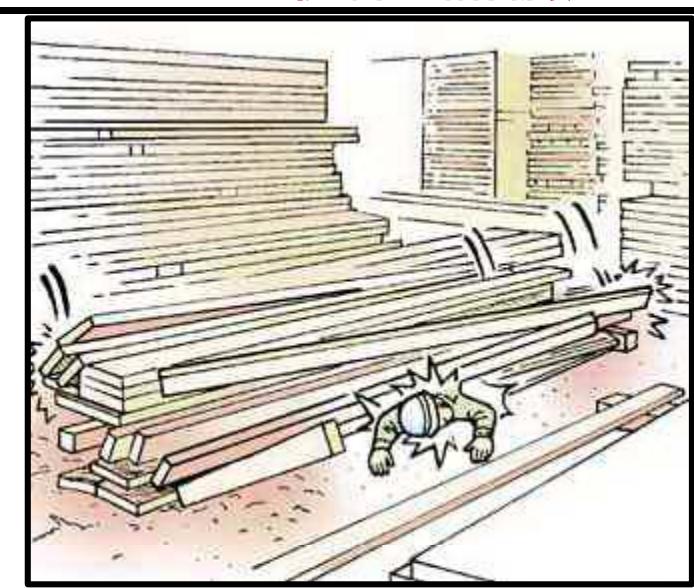
H鋼が落下し下敷き



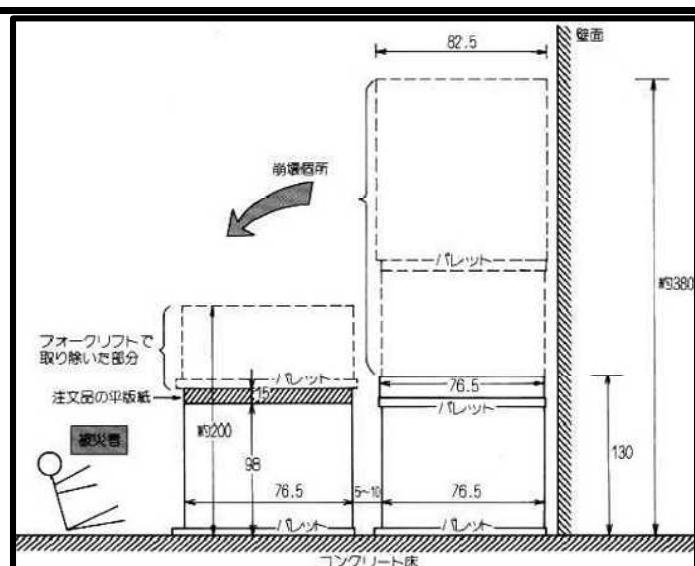
はい上を移動中丸鋼材崩壊



みぞ鋼材崩壊



木材工場で木材が崩壊



崩壊したはいの下敷きになる